

告 示

埼玉県告示第千三百七十一号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市浦和区岸町一丁目、同三丁目及び四丁目の一部

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年二月二十八日まで